令和4 年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住　所　埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1　　氏　名　三芳　太郎

1　医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の⑴～⑶を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
100,000 円	㋐ 50,000 円	㋑ 0 円

2　医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
三芳　太郎	○○病院	☑ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費	300,000 円	200,000 円
三芳　太郎	△△薬局	☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入　☐ その他の医療費	50,000	0
三芳　花子	□□施設	☐ 診療・治療　☑ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費	100,000	0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
		☐ 診療・治療　☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入　☐ その他の医療費		0
２の合計			㋒ 450,000	㋓ 200,000

医療費の合計	A	(㋐＋㋒) 500,000 円	B	(㋑＋㋓) 200,000 円

3　控除額の計算

支払った医療費	(合計) 500,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	200,000	B
差引金額（A － B）	(マイナスのときは0) 300,000	C
所得金額の合計額	1,000,000	D
D × 0.05	(赤字のときは0円) 50,000	E
E と10万円のいずれか少ない方の金額	50,000	F
医療費控除額（C － F）	(最高200万円、赤字のときは0円) 250,000	G

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注)　次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「４繰越損失を差し引く計算」欄の㊿の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。